

第 6260 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ リサイクル料の取扱い

**Q** : 会社が自動車を購入した際に支払ったリサイクル料は、どのような処理をするのですか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

法人が自動車を購入した際に支払ったリサイクル料は、次のように取り扱われます。

#### ① 支出時の会計処理

自動車のリサイクル料には、シュレッダーダスト料金、エアバック類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金が含まれていますが、このうちの資金管理料金については、支払った時点で費用処理することができますが、その他の料金については、預託金として資産計上することになります。

#### ② 支出時の消費税

リサイクル料のうち、資金管理料金については支払った時点で課税仕入れになりますが、その他の料金については預託金になりますので不課税となります。

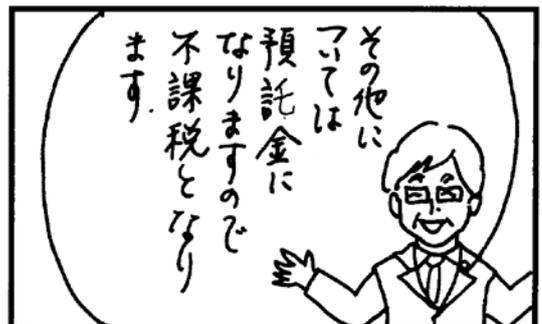
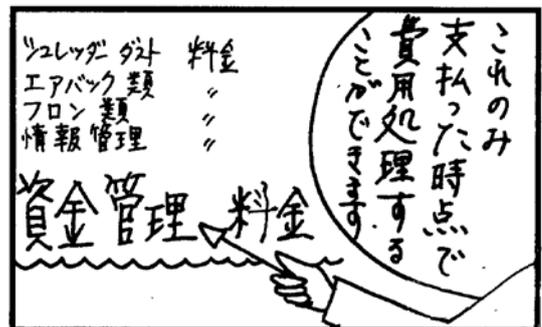
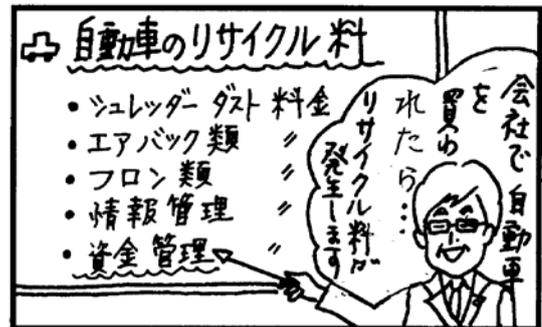
#### ③ リサイクル料を預託済みの車を購入した場合

リサイクル預託金相当額は資産計上、消費税は非課税となります。

#### ④ 廃車したとき

自動車を引取業者に引き渡した時点で、リサイクル預託金相当額を費用処理することができます。

また、消費税においても、引取業者に引き渡した時点で課税仕入れとすることができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】